

社会保険労務士法人山口事務所

人事労務に関する実務上のポイントや最新情報をタイムリーにお伝えします。

今回のテーマ

【2022年10月の法改正】

- 1 育児休業の分割取得と出生時育児休業の新設
- 2 育児休業等期間中の社会保険料免除要件の見直し
- 3 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

1 育児休業の分割取得と出生時育児休業の新設

2022年10月の法改正により育児休業の分割取得と出生時育児休業が施行されます。

【①育児休業の分割取得】

従来の育児休業は、期間を分割して取得することができませんでしたが、改正により2回まで分割して取得することが可能になります。また、1歳を超えて育児休業の延長をする場合の延長開始日についても改正が行われ、子の1歳時点または1歳半時点からの延長開始に限定されなくなりました。

【②出生時育児休業（産後パパ育休）の新設】

通常の育児休業とは別に、「出生時育児休業」が新設されます。子の出生後8週間以内に4週間(28日)までの休業を取得することができ、2回に分割して取得することも可能です。出生時育児休業の取得の申出は、原則として育児休業の開始予定日の2週間前までに行う必要があり、分割取得を希望する場合は、最初の申出の際にまとめて会社に申し出る必要があります。

対象者は、原則としてすべての従業員とされていますが、例外的に次に該当する場合は対象外とすることが認められています。

■有期雇用の従業員で、子の誕生日（出産予定日前に出生した場合は、出産予定日）から起算して、8週間を経過する日の翌日から、6ヵ月を経過する日までに雇用が終了することが明らかな者

■労使協定で対象外とされた次に該当する従業員

- (1)入社後1年未満の従業員
- (2)申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- (3)1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000789715.pdf>

担当：菊池

2 育児休業等期間中の社会保険料免除要件の見直し

2022年10月より育児休業期間中の社会保険料免除要件が変更になります。

これまでは月の末日に育児休業を取得している場合にその月の社会保険料が免除になっていましたが、10月1日以降、給与はこれまでの要件に加えて短期の育児休業を取得した場合の免除要件が追加となり、賞与については1ヶ月を超える育児休業を取得した場合に社会保険料が免除される仕組みに変更となります。

【給与の社会保険料】

- ・2022年9月まで：月の末日に育児休業をしている場合、その月の社会保険料が免除される。
- ・2022年10月以降：
 - ① 月の末日に育児休業をしている場合、その月の社会保険料が免除される。
 - ② 上記に加えて、同月内に14日以上育児休業を取得した場合、その月の社会保険料が免除される。

【賞与の社会保険料】

- ・2022年9月まで：月の末日に育児休業をしている場合、その月の社会保険料が免除される。
- ・2022年10月以降：1ヶ月を超える育児休業を取得した場合に、月の末日が育児休業中の月に支給した賞与の社会保険料が免除される。

例えば10月11日から10月25日まで15日間育児休業を取得した場合、10月末日は育児休業を取得していませんが、同一月内で14日以上育児休業を取得しているため、給与にかかる10月分の社会保険料は免除になります。一方で10月に賞与が支給されても、育児休業期間が1ヶ月超ではないため賞与にかかる社会保険料は免除になりません。

<https://www.nenkin.go.jp/service/riyoushabetsu/cooperator/nenkiniin/7.files/siryoushou05.pdf>

(下記リンク4ページ以降)

担当：望月

3 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

2022年10月から短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用が拡大されます。

厚生年金保険の被保険者の総数が12ヶ月のうち、6ヶ月以上100人を超えることが見込まれる場合は、2022年10月以降は特定適用事業所に該当します。該当する場合は、2022年10月までに加入対象者を把握、周知した上で、10月以降対象者の被保険者資格取得届を届け出なければなりません。

【2022年10月改正内容】

■「特定適用事業所」の要件

- ・2022年9月まで：厚生年金の被保険者総数が常時500人超の事業所
 - ・2022年10月以降：厚生年金の被保険者総数が常時100人超の事業所
- ※適用拡大の対象となる短時間労働者や70歳以上で健康保険のみの加入者はカウントしません。

■「短時間労働者」の適用要件

- ・2022年9月まで：雇用期間が1年以上見込まれること
- ・2022年10月以降：雇用期間が**2カ月を超えて**見込まれること

【社内準備の4つのステップ】

1. 加入対象者の把握

以下要件を満たす加入対象者を把握しましょう。

- ・週の所定労働時間が20時間以上であること
- ・月額賃金が8.8万円以上であること
- ・学生でないこと

2. 社内周知

新たに加入対象となるみなさんに、法律改正の内容が確実にわかるように周知しましょう。

3. 従業員とのコミュニケーション

必要に応じて説明会や個人面談をしましょう。

4. 書類の作成・届出

加入対象者の被保険者資格取得届を届け出ましょう。

※特定適用事業所に該当する適用事業所については、10月頃に「特定適用事業所該当通知書」が送付される予定です。「特定適用事業所該当通知書」が届いた場合は、特定適用事業所該当届の届出は不要です（事業主が特定適用事業所に該当すると判断した場合は、特定適用事業所該当届を届け出る必要あり）。

社会保険適用拡大特設サイトはこちら <https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>
(会社が負担する社会保険料がおおよそのくらい変わるのかを簡単に試算できるページがあります。)

担当：外賀

お知らせ / ご案内

この度、弊所は事務所を移転し、9月5日より新事務所での営業を開始しました。
これを機により一層精進いたしますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

作成

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで
社会保険労務士法人山口事務所
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷 2-1-6 青山エイティーンビル 2階（新事務所）
TEL：03-6427-1191 FAX：03-6427-1192
Homepage：<https://www.ys-office.co.jp> Facebook：<http://www.facebook.com/ysoffice>